

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）【公営企業管理局】

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	22	13.1	主事	19	22	13.1	主事級
				技師	3			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	31	18.5	主事	20	31	18.5	高度主事級
				技師	1			
				主任主事（再任用）	3			
				主任技師（再任用）	7			
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	7	4.2	主任	7	7	4.2	係長級
				係長	43	77	45.8	困難係長級
4級	1 困難な業務を所掌する 係長の職務 2 専門員の職務	77	45.8	専門員	33			
				事業所の出張所長	1			
5級	1 主幹又は課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務	18	10.7	主幹	9	18	10.7	主幹級
				課長補佐	1			
				事業所の課長、次長、支所長	8			
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	6	3.6	本局課長	1	6	3.6	課長級
				管理事務所長	2			
				南宇和病院事務局長	1			
				総務医事課長	2			
7級	1 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	3	1.8	本局課長	2	3	1.8	困難課長級
				参事	1			
8級	1 本庁局長又は地方局部長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	3	1.8	中央病院事務局長	1	3	1.8	次長級
				今治病院事務局長	1			
				新居浜病院事務局長	1			
9級	1 本庁部長、会計管理者又は地方局長の職務 2 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務	1	0.6	局長	1	1	0.6	部長級
				合計	168	100.0		

※等級別基準職務表に規定する基準となる職務については、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第57号）の例による【以下、医療職給料表についても同じ】

2 医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な医療業務を行う職務	22	7.5	技師	22	22	7.5	主事級
2級	1 地方機関の課長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	129	44.0	副医長	13	92	31.4	係長級
				医長	79			
				部長	37	37	12.6	主幹級
3級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務 3 特に高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	30	10.2	医監	30	30	10.2	課長級
4級	1 本庁局長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 極めて高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	112	38.2	医監	92	112	38.2	困難課長級・次長級・部長級
				医局長	1			
				センター長	9			
				副院長	6			
				院長	4			
合 計		293	100.0					

3 医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	3	1.0	技師	3	3	1.0	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	108	37.2	技師	95	108	37.2	高度主事級
				主任技師（再任用）	13			
3級	主任の職務	42	14.5	主任	42	42	14.5	主任級
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	38	13.1	主任	37	38	13.1	係長級
				担当係長（再任用）	1			
5級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	86	29.7	係長	42	86	29.7	困難係長級
				専門員	44			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長の職務	11	3.8	薬剤長、薬剤部次長、技師長	11	11	3.8	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	2	0.7	薬剤部長	2	2	0.7	課長級
合 計		290	100.0					

4 医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	27	2.0	主任技師（再任用）	27	27	2.0	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	423	32.0	技師	423	423	32.0	高度主事級
3級	主任の職務	162	12.3	主任	162	162	12.3	主任級
4級	1 係長又は看護長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	259	19.6	主任	259	259	19.6	係長級
5級	1 困難な業務を所掌する係長又は看護長の職務 2 専門員の職務	440	33.3	看護長	58	440	33.3	困難係長級
				専門員	382			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長又は看護部長の職務	6	0.5	副看護部長	6	6	0.5	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	5	0.4	副看護部長	1	5	0.4	課長級・次長級
				看護部長	4			
合 計		1,322	100.0					

5 技能労務職員給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 技術員及び技能員の職務 2 業務員の職務	4	23.5	主任技術員（再任用）	3
				業務員（再任用）	1
2級	1 高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 2 主任業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
3級	1 技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 3 高度の経験を必要とする主任業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
4級	1 高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の経験を必要とする主任業務員の職務	2	11.8	技術員	1
				技術主任	1
5級	1 係長の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 3 極めて高度の経験を必要とする主任業務員の職務	11	64.7	技術主任	6
				主任業務員	5
合 計		17	100.0		

※級別標準職務表に規定する基準となる職務については、技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年訓第1367号）の例による